# いきいき介護職員初任者研修(通信)学則

(目的)

第 1 条 本研修は福祉人材としての高い専門性を持った介護職員を養成し、介護の担い手を増やすため、必要な介護及び福祉の知識、介護技術、マナー及び心構え等の基本的な考え方を学ぶことを目的とする。

### (研修の課程及び形式)

第2条 前条の目的を達成する為、次の研修事業(以下「本研修」という)を実施する。 「介護職員初任者研修課程(通信形式)」

### (研修の名称)

第3条 本研修の名称は「いきいき介護職員初任者研修」とする。

### (事業者の名称・所在地)

第4条 本研修は、次の事業者が実施する。

名 称 認定 NPO 法人活き生きネットワーク (以下「事業者」という) 所在地 静岡市葵区安東1丁目23番12号

### (研修会場の所在地)

第5条 研修の講義及び演習会場

研修会場の所在地は、別紙1「いきいき介護職員初任者研修(通信)研修会場」 参照

### (研修期間)

第6条 研修期間はおおむね2か月とする。

#### (講師)

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「いきいき介護職員初任者研修(通信)講師一覧表」のとおりとする。

# (欠席、遅刻、早退者の取り扱い)

第8条 研修開始前に出欠の確認をする。やむを得ず欠席・遅刻・早退する場合は、研 修開始前に電話等により連絡する。欠席・遅刻・早退は受講できなかったカリ キュラムの補講を実施し履修扱いとする。

#### (研修の時間数)

第9条 研修時間数は、別紙4「いきいき介護職員初任者研修(通学)カリキュラム表」を 最低基準とし、本研修の時間数は以下のとおりとする。

- (1) 講義及び演習91時間30分、自宅事前学習38時間30分、1時間の修了評価を加え、全課程計131時間を履修する。
- (2) 実習は行わない。

### (研修修了の認定)

- 第10条 研修修了の認定方法は、以下により行う。
  - (1) 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、終了評価を受ける。100点を満点とし、70点以上の評価を得た方を修了者と認める。69点以下の方ついては、原則として、修了と足りるまで再評価を行う。
  - (2) 前項の全ての履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

### (受講申し込み手続き)

- 第11条 受講申し込み手続きは、次の手順の完了を事業者が確認することで、受講申 し込みが完了したとみなす。
  - (1)受付期間

開講日の概ね20週間前位から受付を始め、1週間前で締め切る。ただし、やむを得ない事情により直前申し込みを希望する方がいた場合、受講開始日までに(3)の手続きが完了できる場合は受付を行うことができる。

(2)申し込み手続き

電話等で問い合わせ後、指定の申し込み用紙のFax、インターネットにて、受講申し込み手続きを行う。

(3)受講決定通知等

事業者からの受講証、受講料納入案内の配送を受け、事業者が受講料の納入 を確認した後、教材資料を申込者に発送する。これをもって受講申し込み手 続き完了とする。

#### (受講費用・返金について)

- 第12条 受講に際し必要な費用は以下のとおりとする。
  - (1)受講料

60,000円 (税込み)

(2)テキスト代

7,124円 (税込み)

ただし、受講料、テキスト代については、割引制度・分割払いの適用をする場合がある。尚、補講については1時間につき1000円として、受講者負担とする。 ただし、6時間までは無料とする。

(3)返金について

受講申込手続完了後の返金は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

#### (保険加入)

第13条 事業者は、研修期間中に事故が発生した場合に備え、傷害保険に加入するものとし、保険加入に関わる費用は事業者が負担する。

### (補講の実施方法)

- 第14条 下記欠席理由において、やむを得ない事情で一日及び一部を受講できなかった時は、事業者が指定した補講日時に受講し同等の知識を得られるようにする。
  - 病気 怪我
  - ・ 感染症による影響
  - 天災・地震・台風
  - ・ 交通事情によるもの
  - ・その他やむを得ない事由として事業者が認めるもの。 補講の日時については事業者から提示し決定する。 尚、受講開始より8ヶ月を超えて補講できない場合は研修が無効となる。 受講料の返金は行われない。

### (使用テキスト等)

第15条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

一般社団法人長寿社会開発センター 介護職員初任者研修課程テキスト(3巻)

#### (受講取消)

- 第16条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講者の受講を取り消すことができる。
  - (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
  - (2)研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者
  - (3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者
  - (4) その他、事業者が不適当とみなした者

### (退講)

第17条 第16条各号により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

#### (修了者管理)

第18条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

#### (修了証明書の交付)

第19条 事業者は、第10条により修了者と認定した者に対して、介護保険法施行令第 3条第1項により修了証明書を交付する。

#### (修了証明書の再交付)

第20条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「いきいき介護職員初任者研修修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。前項により交付する修了証明書の様式は、介護保険法施行規則第22条の25に定めるものとする。

## (公表する情報の項目)

第21条 研修機関が公表すべき情報については、別紙「研修機関が公表すべき情報の 内訳をホームページ上で公表する(http://npo-ikiiki.net)

# (個人情報管理)

第22条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。 受講者は、研修中に知り得た個人情報等を他に口外しないこととし、その旨を 誓約書に記載して事業者に提出する。

# (施行細則)

第23条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると 認められる場合は、事業者がこれを定める。

### (附則)

この学則は、令和3年10月27日から施行する。

# (附則)

この学則は、令和4年5月20日から施行する。

### (附則)

この学則は、令和5年12月20日から施行する。